



2026 年 9 月 30 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区代々木 3-25-3
会 社 名 レ カ ム 株 式 会 社
代表者 名 代表取締役社長 伊 藤 秀 博
(コード番号: 3323 東証スタンダード市場)
問合せ 先 社長室 室長 須 永 悟 之
(TEL: 03-4405-4567)
(URL: <https://www.recomm.co.jp>)

第三者割当による新株式及び第 24 回乃至第 26 回新株予約権の発行、 並びにグロース・キャピタル株式会社との業務提携に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 30 日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本新株式発行」といいます。）及び第 24 回乃至第 26 回新株予約権（以下、それぞれを「第 24 回新株予約権」、「第 25 回新株予約権」、「第 26 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権発行」といい、本新株式発行と併せて「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本スキーム」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当社は、同取締役会において、割当予定先であるグロース・キャピタル株式会社（以下「グロース・キャピタル社」又は「割当予定先」といいます。）との間で、当社の戦略的 IR 活動を支援する各種施策（以下「グロースアクション」といいます。）の実施に関する業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、本第三者割当及び本業務提携に関して当社が割当予定先との間で締結する契約は、①本新株式に係る第三者割当契約、②本新株予約権に係る第三者割当契約及び③本業務提携に関する覚書の 3 件であり、それぞれ別個の契約として、いずれも本第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生後、割当日である 2026 年 10 月 16 日に締結する予定です。

なお、本第三者割当は、当社が成長戦略の中核に位置付ける M&A による非連続な成長を、機動的かつ株主価値に配慮した形で実現するための資金基盤を確保することを目的とするものです。本新株予約権は行使価額を 100 円、130 円及び 150 円の 3 水準に固定した設計とし、行使価額の下方修正条項（いわゆる MSCB 型の条項）は付されておりません。

詳細は、下記のとおりです。

記

1. 募集の概要

(1) 本新株式発行の概要

払込期日	2026 年 10 月 16 日
発行新株式数	普通株式 500,000 株
発行価額	1 株につき 100 円
調達資金の額	49,000,000 円（注）
募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、その全てをグロース・キャピタル株式会社に割り当てます。

増加する資本金 及び資本準備金の額	増加する資本金の額 25,000,000 円 増加する資本準備金の額 25,000,000 円
その他	本新株式発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 調達資金の額は、本新株式の払込金額の総額から本新株式及び本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(2) 本新株予約権発行の概要

割当日	2026 年 10 月 16 日
発行新株予約権数	193,846 個 第 24 回新株予約権 100,000 個 第 25 回新株予約権 53,846 個 第 26 回新株予約権 40,000 個
発行価額	総額 11,944,606 円 (第 24 回新株予約権 1 個当たり 63 円、第 25 回新株予約権 1 個当たり 61 円、第 26 回新株予約権 1 個当たり 59 円)
当該発行による 潜在株式数	普通株式 19,384,600 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 24 回 10,000,000 株 第 25 回 5,384,600 株 第 26 回 4,000,000 株
調達資金の額 (差引手取概算額)	2,311,942,606 円 (注)
行使価額	第 24 回新株予約権 100 円 第 25 回新株予約権 130 円 第 26 回新株予約権 150 円
行使価額の修正条件	なし
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、その全てをグロース・キャピタル株式会社に割り当てます。
権利行使期間	2026 年 10 月 16 日から 2029 年 10 月 15 日まで
その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に係る総数引受契約 (以下「本第三者割当契約」といいます。) を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております ・本新株予約権の①当社、②ネクスト・グロース株式会社、③ネクスト・グロース株式会社若しくは割当予定先の子会社 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 3 号に定める子会社をいいます。)、④割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式の全てを保有する株式会社若しくは社員権の全てを保有する会社、又は⑤上記②乃至④の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合 (以下、個別に又は総称して「許容譲渡先」といいます。) 以外の者への譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること。 なお、ネクスト・グロース株式会社は、グロース・キャピタルと同一の代表取締役である嶺井政人氏により設立された会社です。 上記のほか、本第三者割当契約においては、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達目的

当社グループは、「海外ソリューション事業」「国内ソリューション事業」「DX 事業」の3事業を柱として、法人顧客に対する包括的なソリューションの提供を行っております。

当社グループの中長期の成長戦略として、グローバル専門商社構想を掲げており、進出した国においての顧客開拓（ステージ1）、複数ソリューションの提供による顧客の囲い込み（ステージ2）、進出国の現地企業市場の開拓（ステージ3）、そして各国のニーズに対応した新たな事業の創出（ステージ4）と段階を上げながらグローバル化を進めていくことに取り組んでおります。こうした結果、当社グループの売上収益に占める海外ソリューション事業の比率は、2023年9月期が48.7%、2024年9月期が56.6%、2025年9月期が64.3%となっており、2026年9月期第3四半期連結累計期間では70.3%となるなど、海外の売上比率が年々高まってきております。

海外ソリューション事業におけるローカル市場の開拓については、M&Aを実施することにより進めてきており、クロスボーダーM&Aを当社グループの成長戦略の中核に位置付けております。海外ソリューション事業においては、中国及びASEAN各国（タイ・インドネシア・ベトナム・マレーシア・インド）に当社が設立した現地法人拠点で日系企業顧客への活動を実施し、現地企業のM&Aを実施することで事業基盤を拡充してきており、2021年10月にSin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd.（マレーシア）、2023年9月にSin Lian Wah Electric Sdn. Bhd.（マレーシア）、2024年7月にTAKNET SYSTEMS PTE. LTD.（シンガポール）、2026年1月にLumitron Pte. Limited（シンガポール）の子会社化を実施してまいりました。

国内ソリューション事業においては、情報通信事業の経営者高齢化に伴う事業承継ニーズがあることから、地域有力企業の事業承継型M&Aを実施しております。2026年1月に有限会社カワハラ事務機（岩手県盛岡市）、2026年9月に株式会社とみや（秋田県湯沢市）の子会社化を実施してまいりました。

上記のような事業活動の結果、2025年9月期の連結売上収益は13,088百万円（前期比12.0%増）、営業利益は407百万円（同51.4%増）と増収増益で推移いたしました。2026年9月期第3四半期連結累計期間においても、売上収益12,434百万円（前年同期比25.5%増）、営業利益463百万円（同62.8%増）と増収増益で推移しており、通期につきましては売上収益14,800百万円（前期比13.1%増）、営業利益550百万円（同34.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益320百万円（同62.7%増）を計画しております。

また、2026年9月期第3四半期連結累計期間においては、営業活動により1,501百万円の資金を使用し、投資活動により826百万円の資金を使用いたしました。これは、急拡大しているAIサーバー販売事業に係る運転資金の増加、並びに海外1社及び国内1社のM&A実施に伴う子会社株式の取得による支出が主な要因であります。これら資金を銀行借入により調達した結果、財務活動により2,188百万円の資金を獲得しており、同期間において借入金は2,714百万円増加し、2026年6月30日現在の借入金残高は7,052百万円、親会社の所有者に帰属する持分比率は34.5%となっております。

今後も成長戦略の中核に位置付けているM&Aを継続的かつ機動的に実行していく方針であり、そのためには、有利子負債への過度な依存を避け、自己資本とのバランスを考慮しながら投資余力を確保することが不可欠であると判断しております。そこで当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ中期的な成長投資資金を確保する手段として、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本新株式及び本新株予約権を割り当て、本新株式発行及び割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、①本新株式に係る第三者割当契約、②本第三者割当契約及び③本業務提携に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を、それぞれ別個の契約として締結いたします。本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約には、以下の内容が規定される予定です。

①本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の許容譲渡先以外の者への譲渡には当社取締役会の承認が必要となる旨が規定されています。

②第 25 回新株予約権及び第 26 回新株予約権の取得

当社は、第 25 回新株予約権及び第 26 回新株予約権について、取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権について払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

（３）本スキームを選択した理由

本スキームは、本新株式発行により機動的な初期資金を確保するとともに、本新株予約権については、第 24 回新株予約権の行使価額を 100 円、第 25 回新株予約権の行使価額を 130 円、第 26 回新株予約権の行使価額を 150 円と、いずれも発行決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「基準株価」といいます。）を上回る水準に固定して設定するものです。このため、本新株予約権は、以下の特徴を有しております。

① 行使価額の下方修正条項が付されていないため、株価の下落局面において行使価額が引き下げられ、希薄化が際限なく拡大するリスクがありません。

② 行使価額を段階的に設定しているため、当社の企業価値及び株価の向上に応じて段階的に資金が調達される設計となっており、割当予定先と既存株主の利害が中長期的に一致します。

③ 第 25 回及び第 26 回新株予約権には当社による任意取得条項が付されており、資本政策の見直しが必要となった場合には、当社の判断により希薄化を抑制することが可能です。

④ 本業務提携により、割当予定先が有する個人投資家向け IR のノウハウ及びネットワークを活用することができ、資金調達と企業価値向上施策を割当予定先と一体として推進することが可能となります。

一方、本新株予約権について、行使価額は基準株価より高い水準に設定されており、株価が行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使が進まず、予定した資金を調達できない可能性があります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。そのため、資金調達の蓋然性は公募増資等の手法に比べて限定的となります。この点に対して、当社が主要な資金使途として想定する M&A 投資は、事業投資と比べると投資後早期に業績貢献が見込まれる傾向にあります。当社は、複数の M&A を実施することを想定しており、M&A による業績貢献の結果として株価上昇が実現することにより次の新たな M&A 資金を獲得できるという本新株予約権における設計が、割当予定先と既存株主の利害を中長期的に一致させるものであり、企業規模の拡大に伴い段階的な資金調達を行うとの当社の方針にも合致するものであり、本スキームを選択いたしました。

なお、本新株予約権の行使が進まず、予定した資金を調達できない場合、または資金調達の完了までに時間を要する場合には、当社は以下のとおり対応する予定です。

第一に、M&A 案件の実行時期や規模を、その時点までに行使により調達できた資金の額に応じて調整します。調達済みの資金は、業績貢献が早期に見込まれる案件から優先して充当します。

第二に、個別の案件について必要な資金が不足する場合は、手元資金の活用や金融機関からの借入れ等で補うことを検討します。借入れ等を行う場合は、当社の財務健全性に過度な影響が生じないよう、借入れの水準に留意します。

第三に、これらの方法によっても必要な資金を確保できない場合は、当該案件の実施を見送るか、延期します。そのうえで、資金使途の内容を見直すとともに、株価動向や市場環境を踏まえて、他の資金調達手段を改めて検討します。

資金使途または支出予定時期に重要な変更が生じた場合は、法令等に従い速やかに開示します。

（４）他の資金調達方法との比較

当社が本第三者割当による資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

いずれも、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

④ ライツ・イシュー

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しており、今回の資金調達においては、資金調達の迅速性及び確実性を重視し、選択肢としませんでした。

⑤ 社債又は借入れによる資金調達

社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額	2,361,942,606 円
本新株式の払込金額の総額	50,000,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	11,944,606 円
本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の合計額	2,299,998,000 円
発行諸費用の概算額	1,000,000 円
差引手取概算額	2,360,942,606 円

（注1）発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であり、消費税等は含まれておりません。

（注2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、当社が本新株予約権を取得した場合、又は割当予定先が本新株予約権を放棄した場合には、実際の調達額は上記金額を下回ります。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行による差引手取概算額 49,000,000 円については、以下のとおり充当する予定であります。

＜本新株式発行＞

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	49	2026 年 10 月～2027 年 9 月
合計	49	—

本新株予約権の発行及び行使による払込金額 2,311,942,606 円については、以下のとおり充当する予定であります。

＜本新株予約権発行＞

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 事業規模拡大に向けた M&A 資金	2,100	2026 年 10 月～2029 年 9 月
② AI サーバー販売事業を中心とした投資資金	150	2027 年 1 月～2028 年 9 月
③ 運転資金	61	2026 年 10 月～2029 年 9 月
合計	2,311	—

① 事業規模拡大に向けた M&A 資金

M&A 及び資本業務提携投資の主な対象先としては、以下の切り口を想定しております。

(i) 当社グループで拡大が著しい AI サーバー販売事業と親和性の高い事業を行っており、保有する見込み案件や顧客といった経営資源を活用し、販売エリアの拡大や販売対象案件の獲得等により新たな事業拡大を創出できる企業

(ii) 当社が事業展開する情報通信事業において、当社の持つ商品や営業ノウハウといった経営資源を活かした展開が可能なビジネスモデルを持つ企業

今後の M&A 実施計画としては、海外案件 2 件・国内案件 1 件を想定しております。

期間	計画	金額 (百万円)	対象分野の考え方
2026年10月～2027年 9 月	海外M&A 1件	900	グローバル専門商社構想に基づく ASEANにおける現地商社・卸売企業
2027年10月～2028年 9 月	国内M&A 1件	300	情報通信事業の経営者高齢化に伴う事業承継ニーズがある地域有力企業
2028年10月～2029年 9 月	海外M&A 1件	900	グローバル専門商社構想に基づく ASEANにおける現地商社・卸売企業
合計		2,100	

なお、現時点において具体的に進行している M&A 又は資本業務提携はございませんが、今後案件が決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

② AI サーバー販売事業を中心とした投資資金

当社グループが行う AI サーバー販売事業において、販売エリアを拡大するための拠点設立費用（拠点選定に係る市場調査費用、現地法人設立費用、検査装置等の設備費用）120 百万円及び採用・育成を含む人的投資費用（人材紹介費用、求人広告費用等）30 百万円に充当いたします。なお、上記の拠点設立につきましては、新規設立による方法のほか、対象エリアにおいて既に事業基盤を有する企業を買収することにより拠点を確保する方法を選択する可能性があり、その場合には当該資金の全部又は一部を当該買収に係る費用に充当することがあります。

③ 運転資金

海外事業を中心とする事業拡大に伴う運転資金需要に充当いたします。

（注 1）上記の資金使途に充当するまでの間、調達資金は銀行預金等の安全性の高い金融資産にて管理する予定です。また、本新株予約権の行使状況により調達額が予定を下回った場合には、①及び②を優先して充当し、支出予定時期及び金額を見直すこととしております。

（注 2）M&A 及び資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、有効な投資先が存在しない場合には、引き続き投資先の検討を続けたうえで、支出予定時期を超えて①に充当するか、又は②若しくは③に充当するかについて、その時点での事業環境や戦略の進捗状況等を踏まえて総合的に判断して決定いたします。また、M&A 及び資本業務提携投資の機会が限定的であり、かつ調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、M&A 投資資金の確保のために実施した借入金の方済を資金使途とする可能性もあります。

（注 3）上記の資金使途について、今後、金額及び支出予定時期の見直しを含む変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により調達する資金は、今後の当社の企業価値の向上に資するものであり、かかる資金の使途は合理的なものであると判断しております。したがって、本第三者割当は、中長期的な当社の企業価値の向上により既存株主の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本発行決議日」といいます。）の直前営業日（2026 年 9 月 29 日）の終値の 7.53%のプレミアムである 100 円といたしました。当該金額は、本発行決議日の前営業日である 2026 年 9 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 93 円に対して 7.53%のプレミアムとなる金額であり、また本発行決議日の直前営業日までの直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値単純平均値（それぞれ 93 円、84 円及び 81 円。円未満切り捨て。）に対しても、それぞれ 7.53%、19.05%及び 23.46%のプレミアムとなる金額であります。なお、発行価額の 100 円については当社の簿価を基準に考えており、上述のとおりプレミアムでの発行となりますので、一般株主の皆様の不利益にならないと考えております。

当社は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年 4 月 1 日付）に照らし、本新株式の発行価額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、会社法第 199 条第 3 項に定める有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査等委員会（監査等委員である取締役 3 名。うち社外取締役 2 名。）からも、本新株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額には該当しないとする取締役の判断につき、法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本顕三）に依頼いたしました。同社は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び第三者割当契約に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。

また、同社は、評価基準日（2026 年 9 月 29 日）における当社株式の株価（93 円）、ボラティリティ（45.7%）、予定配当額（1.2 円／株。2026 年 9 月期の配当予想額であります。）、無リスク利子率（2.2%）等を考慮し、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（取得条項に基づく

当社からの通知による取得はなされないこと、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。)を置き、評価を実施しております。

当社は、同社が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議のうえで、発行決議日時点の本新株予約権 1 個当たりの払込金額を、当該評価額と同額である金 63 円（第 24 回新株予約権）、金 61 円（第 25 回新株予約権）及び金 59 円（第 26 回新株予約権）といたしました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、同社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、同社の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会からも、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は上記算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断については法令に違反しておらず適法である旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式数は、本新株式 500,000 株及び本新株予約権の目的である株式 19,384,600 株の合計 19,884,600 株（議決権数 198,846 個）であり、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 82,670,255 株（当該株式に係る総株主の議決権数は 806,967 個）を分母とする希薄化率は 24.05%（議決権数に係る希薄化率は 24.64%）となります。

当社といたしましては、本第三者割当による希薄化率は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める 25%を下回るものの、一定程度の希薄化が生じるものと認識しております。もっとも、①本第三者割当により調達する資金を成長戦略の中核である M&A に充当することにより中長期的な企業価値の向上が見込まれること、②本新株予約権には行使価額の修正条項が付されておらず、株価下落局面において希薄化が際限なく拡大する設計とはなっていないこと、③本新株予約権の行使は当社株価が行使価額を上回って推移することを前提とするため、行使の進行は企業価値の向上と連動すること、④第 25 回及び第 26 回新株予約権については当社の判断により取得が可能であること、⑤本業務提携により当社の資本市場における認知度及び評価の向上が期待されることから、本第三者割当の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数 19,884,600 株に対し、当社の過去 6 か月間（2026 年 3 月から 2026 年 8 月までの 124 取引日）における 1 日当たり平均出来高は 843,665 株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 3 年間（年間取引日数 245 日で計算した 735 取引日）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1 日当たりの売却数量は 27,054 株（過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高の 3.21%）となります。なお、当該 6 か月間のうち最も出来高の少なかった 2026 年 7 月の 1 日当たり平均出来高 251,377 株を前提としても、その 10.76%にとどまります。以上のことから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

名称	グロース・キャピタル株式会社
所在地	東京都港区南青山三丁目 8 番 40 号 青山センタービル 2F
代表者の役職・氏名	代表取締役 嶺井 政人
事業内容	① 投資業 ② マーケティング支援業務

	③ 成長支援のコンサルティング等		
資本金	30,000 千円		
設立年月日	2019 年 4 月 1 日		
発行済株式数	3,000 株		
決算期	3 月 31 日		
従業員数	4 名		
主要取引先	大和証券株式会社		
主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
大株主及び持株比率	嶺井 政人 100.0%		
当事者間の関係	資本関係：該当事項はありません。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：該当事項はありません。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。		
最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
純 資 産	284,823	559,627	610,746
総 資 産	991,903	1,374,430	1,472,479

(注) 当社は、本第三者割当契約において、グロース・キャピタル社から、同社並びに同社の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。また、グロース・キャピタル社及び同社の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに同社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクモンスター株式会社（代表者：代表取締役社長 藤本 太一、住所：東京都中央区日本橋二丁目 16 番 5 号）に調査を依頼し、2026 年 9 月 4 日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、グロース・キャピタル社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は同社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、グロース・キャピタル社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、グロース・キャピタル社は非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については、決算公告において公表されている事項（但し、当期純利益は決算公告を参照）を除いて開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達にあたり割当予定先や複数の証券会社に対し資金調達方法について相談したところ、これらの割当予定先や証券会社から資本性調達手段及び借入れ等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本スキームを選択した理由」に記載のとおり検討した結果、2026 年 8 月に割当予定先より提案を受けた、本新株式発行によって資本が増加するとともに、行使価額を段階的に設定している本スキームが、既存株主の利益に配慮しつつ、段階的に資金を充当する当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断いたしました。

また、当社の事業の進捗や成長投資を実現するための資金調達を実施するにあたり、当社は、既存株主に配慮した資金調達の設計、割当予定先の投資実績及び投資方針等を総合的に勘案し、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が可能であること、並びに割当予定先が市場への影響に配慮しつつ株式売却を行う方針であることを確認したうえで、当社の事業の状況に適した割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権においては、当社の中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立に向けての着実な資金の調達と、その後の当社の企業価値の向上に資する貢献を期待する割当予定先を選定しております。割当予定先であるグロース・キャピタル株式会社は、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考えのもと、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長を支援している会社であります。当社は、同社との面談等を通じて、同社が当社の経営方針及び事業内容を理解して

いるものと考えております。そして、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していること、同社の過去の IR 戦略の立案に関する支援実績、当社の事業及び成長戦略への理解の深さ等を総合的に勘案して、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、本新株式については純投資を目的として保有する方針である旨、また本新株予約権については、その行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、市場動向に配慮しながら取得した当社株式を速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

なお、当社は割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権を当社の取締役会の承認なく第三者に譲渡することができない旨（ただし、許容譲渡先を除きます。）を本第三者割当契約において合意する予定です。また、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 422 条及び同施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、割当予定先が本新株式の割当てを受ける日から 2 年間に於いて本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を、割当予定先から取得する予定であり、当社は、払込期日である 2026 年 10 月 16 日に、本確約書の写しを株式会社東京証券取引所に提出する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から提出を受けた 2026 年 8 月 31 日付銀行残高証明書を受領しており、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の払込みに十分な現預金を有することを確認しております。また、本新株予約権の行使に要する資金については、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却代金を充当する方針であるとの報告を受けており、当社としては、割当予定先が本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(5) ロックアップ

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日までの間、割当予定先が未行使の本新株予約権を有する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なく、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨合意する予定です。

- 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とするストックオプションプランに基づき、新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- 本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使により、当社の株式を発行又は処分する場合。
- 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の普通株式を発行若しくは処分する場合。
- 本新株予約権及び本新株式を発行する場合並びに本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- 会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の処分その他法令に基づき証券の発行又は処分が強制される場合。
- 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、普通株式を発行又は処分する場合。

7. 本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社は、割当予定先との間で本第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生後に覚書を締結し、割当予定先が有するリソース及びノウハウを活用して、当社の戦略的 IR を支援する各種施策（グロースアクション）を実施することについて合意する予定です。グロースアクションの具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 個人投資家を対象とする当社株式への投資意向調査の提供
- ② オンライン個人投資家向け IR セミナーへの登壇機会の提供
- ③ オフライン個人投資家向け IR セミナーへの登壇機会の提供

（２）業務提携の相手先の概要

上記６．（１）に記載のとおりです。

（３）業務提携の日程

取締役会決議日	2026 年 9 月 30 日
各契約（本新株式に係る総数引受契約、本新株予約権に係る総数引受契約及び本覚書）の締結日	2026 年 10 月 16 日（本第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生後）
本業務提携の効力発生日	2026 年 10 月 16 日（本第三者割当に係る払込みの完了を条件とします。）
グロースアクションの実施期間	2026 年 10 月 16 日から 2027 年 10 月 16 日まで

（４）今後の見通し

本業務提携が当社の 2026 年 9 月期及び 2027 年 9 月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

８．募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026 年 9 月 7 日現在）		募集後（本新株式の発行を反映）	
株主名	持株比率	株主名	持株比率
伊藤 秀博	6.21%	伊藤 秀博	6.17%
楽天証券株式会社	4.40%	楽天証券株式会社	4.37%
富谷 栄助	1.06%	富谷 栄助	1.05%
野村證券株式会社	0.85%	野村證券株式会社	0.84%
前田 喜美子	0.75%	前田 喜美子	0.75%
レカム従業員持株会	0.65%	レカム従業員持株会	0.64%
井上 聡	0.61%	グロース・キャピタル株式会社	0.61%
郡司 達夫	0.61%	井上 聡	0.61%
中井 清孝	0.59%	郡司 達夫	0.61%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	0.54%	中井 清孝	0.58%

（注 1）募集前の株主構成は、2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿に、2026 年 9 月 7 日を効力発生日とする株式会社とみやとの株式交換により富谷栄助氏に交付する当社普通株式 865,000 株を反映したものです。当該株式は、その全部について当社の保有する自己株式を充当するものであり、新株式の発行は行いません（2026 年 8 月 21 日提出の臨時報告書参照）。

（注 2）持株比率は、発行済株式総数 82,670,255 株から自己株式 1,073,900 株（上記株式交換による自己株式 865,000 株の処分後の数）を控除した 81,596,355 株（募集前）及びこれに本新株式 500,000 株を加えた 82,096,355 株（募集後）に対する比率であり、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

（注 3）募集後の持株比率は、募集前の所有株式数に変動がないものと仮定して算出しております。

（注 4）割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式について長期保有を約していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

9. 今後の見通し

本第三者割当が当社の2026年9月期の連結業績に与える影響は軽微であります。調達資金の充当により見込まれる業績への影響につきましては、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。なお、2026年9月期の決算発表は2026年11月16日を予定しております。

10. 企業行動規範上の手続きについて

本第三者割当により増加する株式数に係る議決権数198,846個は、2026年3月31日現在の当社の総株主の議決権数806,967個に対して24.64%、株式会社とみやとの株式交換に伴う自己株式の処分後における当社の総株主の議決権数815,617個（見込み）に対して24.38%に相当し、いずれの基準によっても株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める希薄化率25%を下回ります。

また、本第三者割当により支配株主の異動が生じる見込みはありません。

したがって、本第三者割当については、有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続は要しないものと判断しております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結・IFRS）

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
売上収益（千円）	9,510,397	11,687,272	13,088,331
営業利益（千円）	450,182	269,391	407,907
税引前利益（千円）	490,602	307,168	447,918
親会社の所有者に帰属する当期利益（千円）	314,848	83,943	196,717
基本的1株当たり当期利益（円）	3.87	1.03	2.43
1株当たり配当額（円）	1.60	1.60	1.00
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	57.74	61.11	62.60

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数（2026年3月31日現在）

区分	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	82,670,255株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	5,856,000株	7.08%

（注1）潜在株式数は、未行使の第20回新株予約権（4,560,000株・行使価額91円）、第21回新株予約権（371,000株・同91円）、第22回新株予約権（870,000株・同95円）及び第23回新株予約権（55,000株・同95円）の合計です。いずれもストック・オプションとして発行したものです。

（注2）当社の発行可能株式総数は240,000,000株であり、本第三者割当による増加株式数19,884,600株を含めても授權株式数の範囲内です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始 値	85円	86円	72円
高 値	126円	104円	192円
安 値	71円	56円	56円
終 値	86円	72円	133円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2026 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	92 円	82 円	72 円	71 円	72 円	98 円
高 値	94 円	85 円	76 円	80 円	110 円	98 円
安 値	81 円	69 円	69 円	71 円	70 円	90 円
終 値	82 円	72 円	71 円	74 円	96 円	93 円

(注) 2026 年 9 月の株価については、2026 年 9 月 29 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2026 年 9 月 29 日
始 値	92 円
高 値	94 円
安 値	91 円
終 値	93 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

最近 3 年間に於いて、当社はエクイティ・ファイナンス（ストック・オプションとしての新株予約権の発行を除きます。）を行っておりません。

以 上

(別紙 1)

レカム株式会社
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 500,000 株
2. 募集株式の割当方法
第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。
グロース・キャピタル株式会社 500,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 100 円
4. 払込金額の総額
金 50,000,000 円
5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額：払込金額の総額の 2 分の 1（1 円未満切上げ）を増加する資本金の額とし、その残額を資本準備金とする。
6. 払込取扱場所
りそな銀行 九段支店
7. 申込期日
2026 年 10 月 16 日
8. 払込期日
2026 年 10 月 16 日
9. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株式に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。

(別紙 2)

レカム株式会社
第 24 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
レカム株式会社第 24 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 6,300,000 円
3. 申込期日
2026 年 10 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 10 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面（電磁的方法によるものも含む。以下同じ。）で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
100,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 63 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、100円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(4)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、2026年9月30日開催の当社取締役会決議に基づきレカム株式会社普通株式、第25回新株予約権及び第26回新株予約権を発行する場合並びに当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（当社の取締役又は従業員に対するストックオプション（有償ストックオプションを含む。）としての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための

基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会
その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、
調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日まで、本新株予約権の行
使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付す
るものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期
間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わな
い。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満に
とどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする
事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代え
て調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り
捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、本項第(2)号
⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除
く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。こ
の場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨て
るものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための
基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初め
て適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日におい
て当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、
行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に
割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、
本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために
行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使
価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価
額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある
とき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新
株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価
額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める
場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行
う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年10月16日から2029年10月15日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日で
ない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社
となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」とい
う。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従

って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (2) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、2029年10月15日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

17. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

18. 払込取扱場所

りそな銀行九段支店

19. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を63円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、100円とした。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

(別紙 3)

レカム株式会社
第 25 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
レカム株式会社第 25 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 3, 284, 606 円
3. 申込期日
2026 年 10 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 10 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 5, 384, 600 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面（電磁的方法によるものも含む。以下同じ。）で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
53, 846 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 61 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、130円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(4)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、2026年9月30日開催の当社取締役会決議に基づきレカム株式会社普通株式、第24回新株予約権及び第26回新株予約権を発行する場合並びに当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（当社の取締役又は従業員に対するストックオプション（有償ストックオプションを含む。）としての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための

基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会
その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、
調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日まで、本新株予約権の行
使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付す
るものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期
間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わな
い。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満に
とどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする
事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代え
て調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り
捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、本項第(2)号
⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除
く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。こ
の場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨て
るものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための
基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初め
て適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日におい
て当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、
行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に
割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、
本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために
行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使
価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価
額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある
とき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新
株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価
額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める
場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行
う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年10月16日から2029年10月15日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日で
ない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2026年10月16日
以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした
うえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本

新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、2029 年 10 月 15 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

17. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

18. 払込取扱場所

りそな銀行九段支店

19. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 61 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、130 円とした。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

(別紙 4)

レカム株式会社
第 26 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
レカム株式会社第 26 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 2,360,000 円
3. 申込期日
2026 年 10 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 10 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面（電磁的方法によるものも含む。以下同じ。）で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
40,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 59 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、150円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(4)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、2026年9月30日開催の当社取締役会決議に基づきレカム株式会社普通株式、第24回新株予約権及び第25回新株予約権を発行する場合並びに当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（当社の取締役又は従業員に対するストックオプション（有償ストックオプションを含む。）としての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための

基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会
その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、
調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日まで、本新株予約権の行
使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付す
るものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期
間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わな
い。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満に
とどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする
事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代え
て調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り
捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、本項第(2)号
⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除
く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。こ
の場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨て
るものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための
基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初め
て適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日におい
て当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、
行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に
割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、
本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために
行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使
価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価
額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある
とき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新
株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価
額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める
場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行
う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年10月16日から2029年10月15日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日で
ない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2026年10月16日
以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした
うえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本

新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、2029 年 10 月 15 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

17. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

18. 払込取扱場所

りそな銀行九段支店

19. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 59 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、150 円とした。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上